

東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和8年9月1日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、東京都市公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和四十二年四月一日規約第一号）の一部を次のように変更する。

別表中「東京都六市競艇事業組合」を「東京都六市ボートレース事業組合」に、「東京都四市競艇事業組合」を「東京都四市ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

(提案理由)

令和８年４月１日付けで東京都六市競艇事業組合が東京都六市ボートレース事業組合に、東京都四市競艇事業組合が東京都四市ボートレース事業組合に名称変更したため、東京都市公平委員会共同設置規約を変更する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき提案するものである。

参考

東京都市公平委員会共同設置規約 新旧対照表（抜粋）

（は変更部分）

変更後

変更前

別表

立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市ボートレース事業組合、東京都四市ボートレース事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、浅川清流環境組合、東京たま広域資源循環組合、東京市町村総合事務組合

附則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

別表

立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、浅川清流環境組合、東京たま広域資源循環組合、東京市町村総合事務組合